

立木のシステム販売について（お知らせ）

本システム販売の概要等について、補足資料として取りまとめましたのでお知らせいたします。

- 1 立木のシステム販売の概要・・・別添
- 2 システム販売の対象とする需要者及びその要件【公告の3：抜粋】
 - (1) 立木のシステム販売の対象とする需要者は、次のア～エのいずれかに該当する者としてします。
 - ア 九州森林管理局管内で素材生産を実施している者（以下「**素材生産業者等**」というであって、下記の**イ～エ何れかの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者**
 - イ 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「**製材工場等**」という。）であって上記**アの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者**
 - ウ 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「**原木市場等**」という。）であって上記**ア及びイの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者**
 - エ 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「**製材品需要者**」といい、製材品需要者が生産する製品等を「**最終製品**」という。）であって上記**ア及びイの者（自ら加工した製品を利用する場合は上記アの者）と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者**
 - (2) 立木・造林一括発注事業であることから、立木のシステム販売の対象とする需要者は、**造林事業を行う者**と協定を締結する者または共同申し込みを行うこととします。

※ 前記を整理しますと下表のとおりとなります。

【立木システム販売の需要者の申込みパターン】

| | | 協定締結又は共同申込みが必要な相手 (○●：必須 △：任意) | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------------------|-------|--------|-------|
| 協定者等 需要者区分 | 素材生産業者等 (九州局管内) | 製材工場等 | 原木市場等 | 製材品需要者 | 造林事業者 |
| 素材生産業者等 (九州局管内) | | ○● | △ | △ | ○●※2 |
| 製材工場等 | ○● | | △ | △ | ○● |
| 原木市場等 | ○● | ○● | | △ | ○● |
| 製材品需要者 | ○● | ○●※1 | △ | | ○● |

※1 自ら加工した製品を利用する場合は△

※2 自ら造林事業を行う場合を除く

3 企画提案書の内容等【公告の4：抜粋】

- (1) 原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図るもの
- (2) 原木や製品の付加価値の向上を図るもの
- (3) 森林資源の有効利用を図るもの
- (4) 国産材の新規需要開拓を図るもの
- (5) 地域の林業・木材産業への貢献を図るもの
- (6) 製材工場等と製材品需要者、または素材生産業者等から製材品需要者までの者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品又は原木の効率的な生産や流通を図るもの
- (7) 事業者等の経営の安定を図るもの
- (8) 伐採跡地の崩壊、流出の防止、森林土壌や保残木等の保全等森林生態系のかく乱を最小限に抑えるなど自然環境への配慮、保全を積極的に図るもの
- (9) 最終製品価格等を勘案して適切な買取価格を提案するもの

3 審査

審査については、公告添付の「審査基準」に基づき、次のような視点で採点を実施します。

- (1) 木材のカスケード利用等
- (2) 大径材等の主伐材の利用拡大に資する等
- (3) 作業仕組みの効率化や機械化の推進等
- (4) 林地残材の低コストな収集・運搬システムの開発等
- (5) 民有林等からの積極的な購入等
- (6) 路網及び土場の設定や配置、作業の時期・時間の配慮、支障木発生の抑制等
- (7) 経営安定に向けた雇用対策（新卒者の採用等）
- (8) 価格検討表の価格
- (9) その他、先進的な取組等

4 立木買受金額と造林事業請負金額の決定について

契約書に記載する立木の販売金額と造林事業の請負金額の決定について、契約相手方決定後ただちに相手方からそれぞれ消費税額を加算した立木買受金額と造林事業請負金額について、別途内訳書を作成、提出して頂き九州森林管理局長が承認することにより決定するものとします。

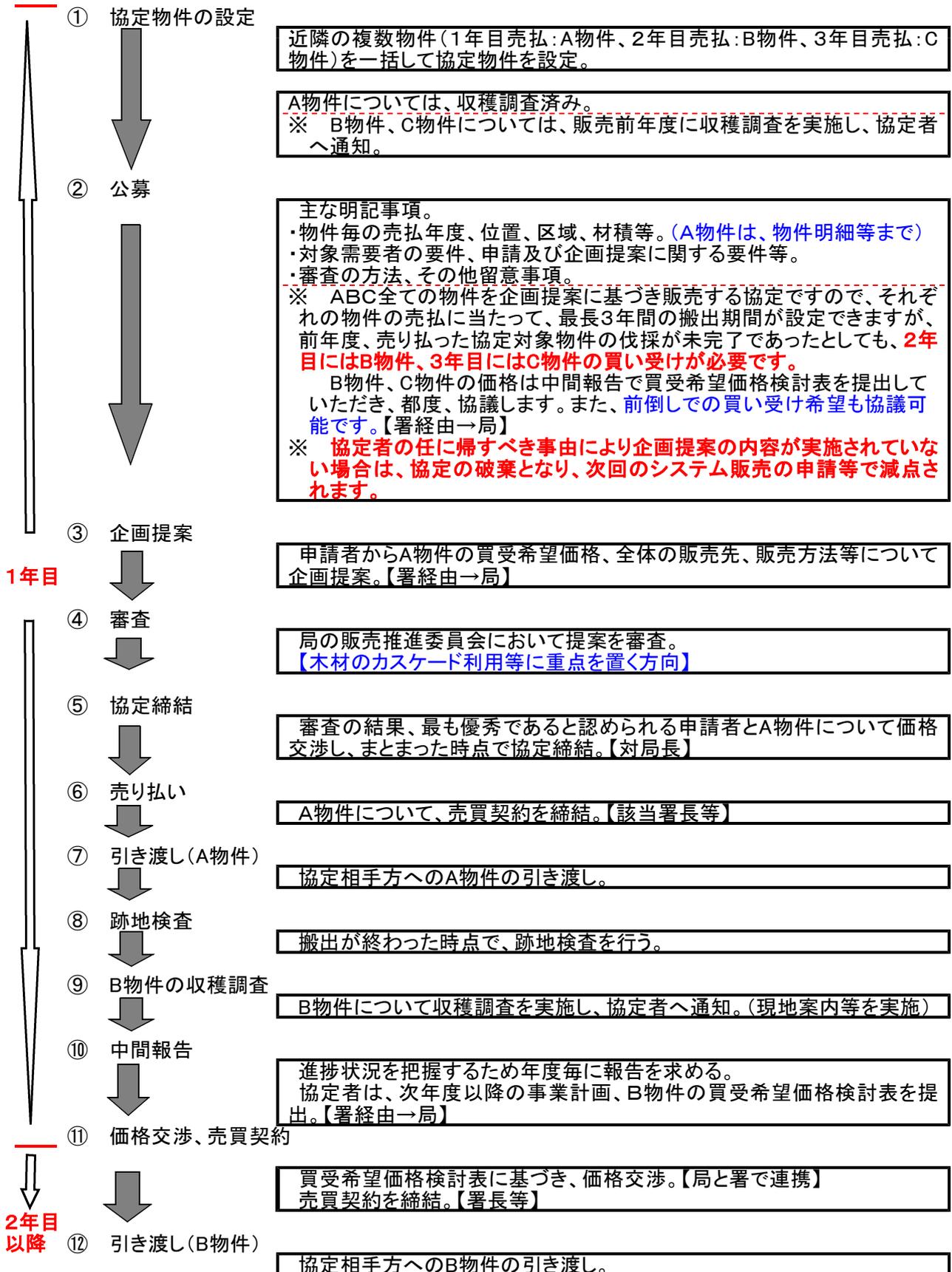
5 契約書の作成について

契約書について、契約相手方より提出された内訳書の消費税額を加算した金額をもって、立木販売及び造林事業請負それぞれに契約書を作成し、契約を締結することとします。

連絡先： 資源活用課 収穫係
T E L 096-328-3672
F A X 096-354-8460

立木のシステム販売の流れ

- 搬出期間については、通常の立木販売と同様3年間。
 ○ 複数年の協定で行うことで安定的な木材の確保ができ、資金面でも有利。



立木のシステム販売の概要

- 目的は、国有林材の安定供給、有利販売のためのツールとして活用。
- 搬出期間については、通常の立木販売と同様3年間。
- 協定相手方にとっては、複数年の協定で行うことで安定的な木材の確保ができ、資金面でも有利。

| 九州森林管理局 | 森林管理署 | 需用者 |
|---|--|--------------------------------|
| ②搬出条件等の公告に必要なデータの取りまとめ  | ①1年目のA物件の収穫調査による物件明細と、2年目のB物件、3年目のC物件を決定し、局へ報告  | |
| ③システム販売物件を公告  | ・(申請書+企画書)  | ④申請書提出(大径材等の主伐材の利用拡大に資する等の企画書) |
| ⑤販売推進委員会を開催して審査・決定・公表  | ・(A物件の価格等)  | |
| ⑥協定締結  |   | ⑥協定締結 |
| ⑦システム販売実施指示  |  | |
| ※2年目はB物件の物件明細を協定者に通知し、協定者は | ⑧売買契約締結 ⑨A物件の引渡   | ⑧売買契約締結 |

